

〔様式第10号〕

## 宅内マンホールポンプ施設 譲渡確認書

宅内マンホールポンプ施設譲渡については、譲渡可能な条件となる次の事項について内容を確認しました。

- 1 宅内マンホールポンプ施設によらなければ汚水を排除することができない建築物等が現に存在し、汚水の排除先が公共下水道へ接続されていること。
- 2 集合住宅等ではなく一戸建て住宅であること。
- 3 一戸建て住宅に店舗や事務所等があるときは、兼用住宅であること。
- 4 宅内マンホールポンプ施設は、地下構造物からの汚水排除でないこと。
- 5 宅内マンホールポンプ施設運転に要する電気料金は、使用者が負担すること。
- 6 他人の土地に宅内マンホールポンプ施設を設置している場合、当該土地の所有者の承諾を得ていること。
- 7 宅内マンホールポンプ施設の土地の使用に係る費用は無償とすること。
- 8 宅内マンホールポンプ施設の申請者もしくは使用者は、日常の運転確認を行い、異常等を発見した場合は福山市上下水道局へ連絡すること。
- 9 宅内マンホールポンプ施設譲渡後の改築や撤去等は、福山市上下水道事業管理者の許可を得て実施し、これに要する費用は当事者が負担すること。
- 10 宅内マンホールポンプ施設の譲渡及び譲渡後に、利害関係者間において紛争が生じた場合には当事者の責任において解決すること。

申請者

住所

名前 \_\_\_\_\_ (印)